

京都市動物愛護行動計画改定案に関する市民意見募集結果について

1 意見募集期間

平成27年12月10日（木）～平成28年1月15日（金）

2 意見提出方法

郵送，FAX，電子メール又はホームページの意見募集フォーム

3 募集結果

意見者数 357人（意見数 510件）

（1）男女別件数

男性	女性	未記入
93	237	27

（2）年齢別件数

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	未記入
29	37	61	64	68	50	17	2	29

（3）居住区別件数

北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区
19	19	44	39	5	23	5
南区	右京区	西京区	伏見区	京都市外	未記入	
16	17	32	17	95	26	

（4）提出の方法別

メール	郵送	FAX
124	193	40

(5) 項目別（意見数）

項目	意見数
施策目標①殺処分数の大幅な減少	276
○ 適正飼養の徹底	254
・共生マナー条例について	(124)
・所有者等のいない猫対策について	(86)
・遺棄・虐待について	(9)
・その他（ペットの登録制について等）	(35)
○ 保護・収容動物の返還譲渡の推進	22
施策目標②事業者の社会的責任の徹底	36
○ 動物取扱業者への指導と連携	23
○ 実験動物・産業動物の適正な取扱い	13
施策目標③人と動物のより良い関係づくり	64
○ 京都動物愛護センターを拠点とした啓発の充実	26
○ 災害時対策	15
○ 教育機関との連携による動物愛護教育の実施	15
○ 動物由来感染症	2
○ 人材育成と調査研究の推進	6
新たな数値目標の設定	42
その他（計画案全体に関する意見など）	92
・計画の推進、施策評価について	(48)
・効果的な広報について	(9)
・犬猫の引取の際における情報収集について	(3)
・京都市動物愛護推進員について	(1)
・その他 （高齢者へのペット関連支援、公共交通機関について等）	(31)
合 計	510

本表で掲載している意見は主なものを抜粋しているため、表中の意見数と3（5）で示した項目別の意見数とは異なります。

4 主な市民意見と京都市の考え方

（改定計画への掲載ページ）

（1）施策目標①殺処分数の大幅な減少

ア 適正飼養の徹底

意見の要旨	意見に対する考え方	意見数
<p>飼い主責任の徹底や飼い主のマナー向上に努めて欲しい。</p> <p>殺処分数の大幅な減少のためには、飼い主の終生飼養の徹底を図ることが必要。</p> <p>どのような動物でも飼うようになったら家族の一員である。最後まで飼い遂げることを守るように周知することが必要。</p> <p>飼い主さんのマナー向上の意識が高まればいいと思う。近所でよく犬の散歩中にリードをしていない犬を見かけることが多いが、小さい子どもを連れていと危なく感じる。</p>	<p>京都動物愛護センターを中心に、ボランティアスタッフや動物愛護団体等の皆様との連携による、しつけ方教室をはじめとした啓発事業の積極的な実施や、動物愛護フェスティバルをはじめとする各種のイベントや市民しんぶん、SNSなど、あらゆる機会や広報媒体を活用して、動物の適正飼養に関する周知に努めてまいります。</p>	25
<p>マナー条例により犬の糞の放置が目に見えて減ったように感じる。</p> <p>和歌山県でも野良猫への餌やりに関する条例が制定されるそうです。他県などの模範となるような取組を進めて欲しい。</p> <p>マナー条例の取組を積極的に進めてください。</p> <p>無責任な餌やりにより、生まれてしまう不幸な猫を減らして欲しい。</p>	<p>京都市動物とのマナー等に関する条例（以下、「共生マナー条例」という。）を周知徹底することにより、不適切な動物との取扱に起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、動物の適正飼養に係る普及啓発に今後も努めてまいります。</p>	24
<p>野良猫への給餌届出掲示制度は、野良猫への給餌の禁止につながるため、反対する。</p>	<p>本市の野良猫への給餌に係る届出掲示制度（以下「届出掲示制度」という。）は、町内会等の同意を得られないなど、「まちねこ活動支援事業」の要件を満たすことができないものでも、野良猫を適切に管理し、かつ、避妊去勢手術や譲渡等に取り組む活動については、任意に届け出て届出済票の交付を受けることができるものです。</p> <p>本市が助言、指導することで、周辺的生活環境に悪影響を与えることなく、地域の合意を得られる活動へと繋げていく仕組みであり、地域の明確な同意の下での取組が進むという意味でより望ましい「まちねこ活動」の支援とあわせて、所有</p>	100

	<p>者等のいない猫の適正な管理の推進に資するものと考えております。</p> <p>野良猫に対する無責任な餌やり（給餌）には野良猫による人の生命，身体，財産などの侵害や，ふん尿等による周辺的生活環境の悪化の問題があり，とりわけ，ふん尿被害の相談は毎年数百件にもものぼります。また，周辺住民とトラブルも生じ，結果，被害者は野良猫を不快に思うようになるなど，動物愛護精神の醸成の観点からも好ましくない状態を生み出します。すべての人に動物愛護の精神について理解を得ていくためには，まず，動物と関わる者の行動に高いモラルと責任を求め，すべての人にとって「人にも動物にも心地よいまち」をつくっていくことが必要です。</p> <p>このため，本市では，他人に迷惑をかけないという理念を広く御理解頂くための取組に加えて，法規範である条例において給餌のルールを定め，野良猫に対する給餌が責任を持って行われるようにしようとしています。</p>	
<p>まちなこ活動支援事業について手術実施頭数を増やして欲しい。</p> <p>まちなこ活動支援事業についてもっと周知して欲しい。</p> <p>まちなこ活動支援事業の効果が出ている。</p> <p>まちなこ活動支援事業に係る申請のハードルが高すぎる。</p>	<p>京都市まちなこ活動支援事業は，所有者等のいない猫（いわゆる野良猫）対策の一環として，地域住民の理解と協力を得て，餌やふん尿の管理，周辺美化等の一定ルールに基づき適切に管理するとともに，避妊去勢手術を本市が無償で行うことにより一代限りの命を全うさせ野良猫を減らす事業です。</p> <p>平成27年7月の共生マナー条例の施行に合わせて，登録活動団体の人数要件を，従前の3名以上から原則2名以上に緩和し，より利用しやすい制度にしたほか，町内会等での制度説明を本市職員が実施するなど地域の理解を得るための支援をすることで，より利用しやすいものとするよう取り組んでいるところです。</p> <p>今後も，引き続き本事業の周知に取り組み，登録地域数，手術実施数の増加を図ってまいります。</p>	32
<p>ペットの登録制を設けるべき。</p>	<p>多様な観点からの御意見として，今後の施策・事業の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>	10
<p>遺棄・虐待に対して規制を厳しくして欲しい。</p>	<p>今後，京都府警をはじめとした関係機関との連携を強化し，動物の遺棄，虐待を防ぐための取組を一層進めてまいります。</p>	9

イ 保護・収容動物の返還・譲渡の推進

意見の要旨	意見に対する考え方	意見数
<p>譲渡数を増やすべき。また、譲渡事業について広く周知するべき。</p> <p>愛護センターでのボランティアスタッフ制度は画期的であり、評価できる。</p> <p>愛護センターのボランティアスタッフをもっと積極的に活用すべき。</p> <p>愛護センターのボランティアスタッフ、子猫の一時預かりボランティアのおかげで救われる命は増えたと思う。</p> <p>子猫の一時預かりボランティア制度は素晴らしい。更に推進すべき。</p>	<p>京都動物愛護センターでは、犬のしつけに係る専門家の監修のもとに、同センターで収容している犬の無駄吠えなどの問題行動に係る行動修正等を行い、譲渡適性を習得させる「京都方式」を平成27年度から本格的に導入し、犬の譲渡事業の推進を図っています。</p> <p>また、平成27年度からは、保護した猫の譲渡事業を推進するために、生まれて間もない子猫を自宅で一時的に預かり、一般への譲渡が可能となる2箇月齢まで飼育していただく、「子猫の一時預かりボランティア制度」を開始し、子猫の譲渡促進を図っているところです。</p> <p>今後も、これらの取組を通じて、一つでも多くの命を救えるようボランティアスタッフや動物愛護団体の皆様と連携して取り組んでまいります。</p>	17
<p>返還率の向上のため、マイクロチップ装着に係る事業を強化すべき。</p>	<p>共生マナー条例において、犬及び猫の所有者を明示するため、マイクロチップ装着を努力義務として位置付け、積極的に推進することとしております。</p> <p>本市では、公益社団法人京都市獣医師会の協力の下、獣医師会会員の動物病院において、1,000頭を上限に無償でマイクロチップの装着手術が受けられる「京都市犬及び猫に対するマイクロチップ装着助成」を平成27年4月から開始しております。</p>	2
<p>京都府域外での譲渡を検討して欲しい。</p>	<p>御意見の内容を踏まえ、今後、検討いたします。</p>	3

(2) 施策目標②事業者の社会的責任の徹底

ア 動物取扱業者への指導と連携

意見の要旨	意見に対する考え方	意見数
<p>ペットショップ等による販売時の説明責任を徹底させるべき。</p> <p>取扱業のハードルを上げて、レベルアップを図るべき。</p> <p>マナーの低い飼い主は飼い始めから容易な動機。購入時に一定の教育をする必要があり、それは取扱業者の責務</p> <p>ペットショップと連携し、センターで収容している犬猫の譲渡を推進する。</p> <p>動物取扱業者には最低限の基準を満たさせるべき。</p> <p>ブリーダーによる交配や売れ残り動物の処分などへの規制強化</p> <p>動物取扱業者の実態調査を実施し、不適切な事例を取り締まるべき。</p>	<p>行政による動物取扱業に対する指導監視を強化するとともに、適切な飼育管理や説明責任の徹底など、事業者の積極的な取組を評価する制度を新たに創設することにより、動物取扱業者と連携した、飼養者責任や動物の飼い方等に係る正しい知識の普及に努めてまいります。</p> <p>(P21)</p> <p>【定期的な監視指導と不適切業者への厳正な対応】</p> <p>【認証制度等の創設】</p>	23

イ 実験動物・産業動物の取扱いについて

意見の要旨	意見に対する考え方	意見数
<p>実験動物施設の法律遵守状況について監視をして欲しい。</p> <p>実験動物施設の届出制を検討して欲しい。</p> <p>実験動物施設について、動物の適切な取扱いについて周知してください。</p>	<p>実験動物を取扱う施設等に対しては、実験動物の適切な飼養や苦痛の軽減について、また、畜産事業者等に対しては、産業動物の適切な管理について、それぞれ啓発に努めます。</p>	7
<p>産業動物の福祉向上のため、家畜保健衛生所と連携を強化すべき。</p> <p>産業動物に対して、適切な動物の取扱いについて周知してください。</p>	<p>関係部局と連携を強め、産業動物の適切な管理についての啓発・指導に努めます。</p>	6

(3) 施策目標③人と動物のより良い関係づくり

ア 京都動物愛護センターを拠点とした啓発の実施

意見の要旨	意見に対する考え方	意見数
<p>飼い方についての定期的な講習会を開催し、社会的責任の徹底を行うべき。</p> <p>愛護センターで犬猫の飼い方やしつけの教室を実施し、適正飼養を啓発して欲しい。</p> <p>センターや市の施設を利用し、ボランティアスタッフと連携した飼育教室を開催すべき。</p> <p>犬を飼ったら半年以内に飼い方教室を受講することを義務化すべき。</p> <p>飼い方教室、しつけ方教室の回数を増やして欲しい。</p>	<p>京都動物愛護センターを中心に、ボランティアスタッフや動物愛護団体等の皆様と連携し、しつけ方教室をはじめとした啓発事業を積極的に実施することにより、動物の適正飼養の周知に努めてまいります。</p> <p>また、「飼い方相談会」や「しつけ方教室」の開催回数の増加などを改定計画に盛り込むこととします。</p> <p>(P19, P22)</p> <p>【「飼い方相談会」、「しつけ方教室」等の定期的な開催】</p>	1 2
<p>愛護センターでのボランティアスタッフ制度は画期的であり、評価できる。</p> <p>愛護センターのボランティアスタッフをもっと積極的に活用すべき。</p> <p>愛護センターのボランティアスタッフ、子猫の一時預かりボランティアのおかげで救われる命は増えたと思う。更に推進すべき。</p>	<p>現在、京都動物愛護センターでは、約70名のボランティアスタッフの皆様へ施設案内や動物の飼育補助を行っていただいています。</p> <p>また、子猫の一時預かりボランティアスタッフとして、約20名の方に登録いただき、子猫の譲渡促進を図っているところです。</p> <p>御意見を踏まえて、今後もボランティアスタッフの皆様と連携した動物愛護に係る取組の再検討や見直しを行うなど、取組を一層推進してまいります。</p>	3
<p>愛護センターの今後の取り組みに期待する。殺処分が減少するように愛護センターを応援していきたい。</p> <p>普段来所する機会のない人にも来所してもらえるような工夫をしてはどうか。</p> <p>動物に興味がある方しか知らないように思えるので、もっと大々的に周知するのはどうでしょう。</p> <p>幅広い層の方にも届く形で広報して欲しい。</p>	<p>京都動物愛護センターは、動物が好きな方だけではなく、動物に興味がない方にとっても有益な施設である必要があると考えています。</p> <p>御意見を踏まえて、京都動物愛護センターにおける動物愛護に係る啓発事業の見直しを行うなど、取組を一層推進いたします。</p>	1 1

イ 災害時対策

意見の要旨	意見に対する考え方	意見数
<p>ペットの災害対策を進めるべき</p> <p>災害時の動物の避難対策のあり方はよく検討すべき。人と動物が一緒に生活することはありえない。</p> <p>ペットと一緒に避難することは賛成だが、自分のペットは自分で面倒をみて、周りに迷惑をかけてはいけない。</p> <p>避難所における受入れ体制の強化と市民への周知徹底が必要。</p>	<p>災害時に人とペットと一緒に避難するために必要となる、避難所におけるペットの受入体制の整備、飼い主の日頃からのしつけや備蓄の徹底など、積極的に取り組んでまいります。</p> <p>(P23)</p> <p>【飼い主とペットと一緒に避難できる避難所の受入強化】</p>	15

ウ 教育機関との連携による動物愛護教育の実施

意見の要旨	意見に対する考え方	意見数
<p>きょうとアニラブクラスを拡充すべき。</p> <p>きょうとアニラブクラスの実施校数を増やすべき。</p> <p>多感な時期にある子供への啓発は意義深い。</p> <p>幼稚園や保育園に出前講座を拡大することは子供にとって良い教育となる。</p> <p>きょうとアニラブクラスをもっと積極的に実施し、生き物を飼うことをしっかりと伝えるようにするのがいいと思う。</p>	<p>本市では、少年期における動物愛護精神の形成を目的として、本市職員の獣医師や京都市獣医師会、動物愛護ボランティアスタッフが講師となって小学校等に出向き、命の大切さや終生飼養の重要性を啓発するための「きょうとアニラブクラス」を平成24年度から実施しています。</p> <p>御意見を踏まえ、「きょうとアニラブクラス」を教育機関等と連携し、保育園・幼稚園にも実施範囲を拡大するとともに、児童・生徒向けの副読本を作成・配布するなど、子どもへの動物愛護に係る啓発を実施してまいります。</p> <p>(P23)</p> <p>【学校現場での講習会などの実施】</p>	13
<p>副読本を通じて、多感な時期の子どもたちへの啓発を実施することは意義があると思う。動物の殺処分の状況や、殺処分数を減らすためにできることを掲載していただきたい。</p> <p>副読本の配布と合わせて、学校で動物愛護講座などを行うなど、児童や生徒、保護者、教員などの反応をみたり、講座前と後で動物愛護に対する興味、意識の変化等を把握し、それらを今後の事業に反映させていくべき。</p>	<p>児童・生徒向けの副読本の作成に当たっては、動物愛護団体や教育委員会事務局等と十分な協議を行い、子ども達に対して適切に動物愛護に関する教育が実施できる内容のものを目指してまいります。</p> <p>また、副読本の作成・配布と合わせて、「きょうとアニラブクラス」を教育機関と連携し、保育園・幼稚園にも実施範囲を拡大するなど、子どもへの動物愛護に係る啓発を拡充してまいります。</p> <p>なお、これらの事業の点検・評価に当たっては、可能な限り教職員や保護者の皆様からの御意見を聴取したいと考えております。</p> <p>(P19, P23)</p> <p>【終生飼養の徹底】</p> <p>【学校現場での講習会などの実施】</p>	2

エ 動物由来感染症対策

意見の要旨	意見に対する考え方	意見数
動物由来感染症について、身近な動物にも人に感染する病気が関わること、正しい接し方、予防法について情報発信して欲しい。	動物から感染する病気（動物由来感染症）について、ペット以外にも、身近な動物からも感染するおそれがあることから、その予防方法や動物との適切な関わり方等について幅広い層に情報発信していきます。	2

オ 人材育成と調査研究の推進

意見の要旨	意見に対する考え方	意見数
<p>施策目標に向け、着実な推進が重要なので人材育成など、しっかり行って欲しい。</p> <p>専門知識を有する職員を増やして欲しい</p> <p>ボランティアの力も不可欠だと思うがボランティアの育成はどのように行っているのか。</p>	<p>動物愛護管理に関する様々な課題を解決するためには、動物愛護に携わる担当職員に関係法令等幅広い知識が求められるため、国等が開催する各種研修会に積極的に参加させるとともに、本市自らも研修会などを開催し、職員の資質向上を図ることとします。</p> <p>愛護センターボランティアスタッフについては、ボランティアスタッフとして必要な知識や技術を習得いただくことを目的とした養成講座を実施しております。</p>	6

(4) 新たな数値目標の設定

意見の要旨	意見に対する考え方	意見数
<p>基準年度に比べ平成26年度の実績は格段に良くなっている。</p> <p>殺処分を減らすために、譲渡返還率をつくったことで、目標がわかりやすくなった。</p> <p>苦情内容をグラフ化して示して欲しい。</p> <p>殺処分の減少ではなく、ゼロにすることを目指して欲しい。</p> <p>殺処分数の目標値は、もっと少なくとも良いのではないか。</p>	<p>本計画では、「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、計画に掲げた施策・事業の実施状況を把握するとともに、取組の評価を適切に実施するため、複数の指標を設定しています。</p> <p>なお、国の基本指針における目標値である「犬猫の殺処分数及び引取数について平成35年度までに、平成16年度比で75%減」や本市におけるこれまでの取組の実績を踏まえ、新たな目標値を設定しました。殺処分数に係る目標の達成に向けて、今後も終生飼養の徹底など飼い主責任の徹底を図るとともに、保護収容動物の返還、譲渡の取組を一層推進してまいります。</p>	26

殺処分減少のために、ペットの避妊去勢手術実施を強制にすべき。	飼い犬、飼い猫については避妊去勢手術費用の助成を行っているほか、「京都市まちなこ活動支援事業」により地域で管理を行っていただく野良猫については、京都市が無償で避妊去勢手術を実施しております。	16
殺処分を減らすには、猫の避妊去勢手術の徹底が必要だと思います。		
殺処分される動物の大部分を占めるのは野良猫の子猫であるので、野良猫に対する避妊去勢手術を実施すべき。		

(5) その他

意見の要旨	意見に対する考え方	意見数
改定案はよくできている。本計画に基づき動物愛護に係る施策・事業を積極的に進めて欲しい。	今後とも、市民の皆様の御期待に添えるよう関係機関と連携を図りながら動物愛護に係る取組を進めてまいります。	48
高齢者や障害者が飼っているペットについて一時預かり制度や助成制度等あればいいと思う。	多様な観点からの御意見として、今後の施策・事業の推進に当たっての参考とさせていただきます。	4
市内の北の方にもドックランをつくって欲しい。		
京都市交通機関にペットも乗車できるようにして欲しい。	愛玩用の小動物であれば、移動用のキャリーケース等を御使用いただくことで公共交通機関の利用は可能です。 ただし、他のお客様の御迷惑となるおそれがある、又は、著しく車両を汚損するおそれがあると運転士が判断した場合には御乗車をお断りすることがあります。 なお、身体障害者補助犬（盲導犬や介助犬等）については、同伴しての御乗車が可能です。	1
犬猫の引取に関する詳細な記録をつけ、情報公開すべき。	犬猫の引取に係る実績等については環境省告示第26号に基づき記録しております。 また、これらの情報については、京都市情報館等で公開しております。	1
動物愛護センターと保健センターが連携し、動物愛護サポーター等の取組を検討し正しい飼い方などを啓発する仕組みを作るべき	現在、本市では、地域における動物愛護の取組を推進するため、「京都市動物愛護推進員」を委嘱し（約35名）、京都動物愛護センターと連携し、「きょうとアニラブクラス」をはじめとした動物愛護事業に協力を頂いているところであり、今後も、研修会の開催等を通じて、京都市動物愛護推進員の資質向上を図るとともに、同推進員と連携した取組の拡充に向けて取り組んでまいります。	1

